

令和5年度のおもな変更点と留意事項

【おもな変更点】

○委託実施要項について

- 「1. 趣旨」において、本事業における「伝統工芸」は以下を指すこととしました。公募要領・仕様書についても同様です。
陶芸、染織、漆芸、金工その他の無形文化財としての工芸技術及び当該技術を用いて作られた工芸品のことをいう。
- 委託業務完了（廃止）報告書の提出は、「終了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日まで」としていたところ、「完了した日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日まで」と改めました。

○公募要領について

- 「13. 成果報告」において、委託業務成果報告書の提出時期を「業務の完了後」としていたところ、「委託業務完了報告書の提出まで」と改めました。仕様書・契約書案についても同様です。

○審査基準について

- 「Ⅲ 評価項目」の「2 事業内容に関する評価」において、「① 無形文化財としての工芸技術又はその工芸技術に必要な文化財保存技術を保存・継承するために必要な事業であることが事業目的に明確化されていること。」という項目を新設しました（本項目の配点＝5点）。

○企画提案書について

- 事業計画書（様式3）の「3. 事業の目的」において、（1）研修事業の対象とする無形文化財（工芸技術）又は文化財保存技術の名称を記載する欄を設けるとともに、（2）「事業の目的」欄においては、審査基準に新設したⅢの2①による評価が可能な記載とすることを求めることとしました。

【留意事項】

- 提出書類について、書類はすべて、誓約書を除き、編集可能な電子データの形式（形式はMicrosoft Word・Excel・PowerPointとする）と、審査委員が審査で利用するpdf形式の両方を提出してください。なお、Microsoft Word・Excel・PowerPointの形式で提出できない資料がある場合はPDF形式のみでの提出も認めます。
- ※ 詳細については実施要項や公募要領、仕様書等をよく参照してください。また経費の計上にあたっては、[「経費計上の留意事項等」](#)をよくご確認ください。

（本件連絡先）

文化庁文化財第一課調査係

TEL : 03-5253-4111（内線 3154）

MAIL : bunkazail@mext. go. jp